

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日は、
当たる日が休日
の場合は、
その翌日を休日とす)

条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西尾邑次

◇ 条例 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (人事課)

公布された条例のあらまし

◇ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

第一次の条例について、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会

福祉施設等の看護婦、保母等である職員に対する育児休業給の支給に関する規定を削除することとした。

1 職員の育児休業等に関する条例

2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

二、この条例は、規則で定める日から施行することとした。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月鳥取県条例第六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「、第九条第一項及び第二項並びに附則第五条第二項」を「並びに第九条第一項及び第二項」に改める。

附則第三項から附則第五項までを削り、附則第六項を附則第三項とし、附則第七項を附則第四項とする。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成七年三月鳥取県条例

第三号) の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第一項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。